

○浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

令和2年3月26日

告示第74号

浅口市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成23年浅口市告示第16号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止するため、民間の既存木造住宅の耐震改修等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

(通則)

第2条 市の交付する補助金は、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第3条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)をいう。

(2) 耐震診断 既存の木造住宅の地震に対する安全性を診断するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 浅口市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱(平成22年浅口市告示第87号)の規定に基づき実施されるもの

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する技術上の指針に係る認定について」(平成31年1月1日付け国住指第3107号)第2号に規定する一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施されるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの

(3) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条の住宅性能評価をいう。

(4) 倒壊の危険性がある 耐震診断又は住宅性能評価を受け、その結果が、耐震診断にあつては上部構造評点が1.0未満、住宅性能評価にあつては耐震等級

が1未満の性能のことをいう。

- (5) 耐震基準 耐震診断にあつては上部構造評点が1.0以上、住宅性能評価にあつては耐震等級が1以上を満たす性能をいう。
- (6) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事(別表第1に定める耐震基準を確保するために行うものであつて、木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。)をいう。
- (8) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化する工事(別表第2に定める耐震基準を確保するために行うものであつて、木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。)をいう。
- (9) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、別表第4に定めるもの又はその他岡山県知事が認めたものをいう。
- (10) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事(別表第3に定める耐震基準を確保するために行うもの)をいう。
- (11) 高齢者等 65歳以上の者が居住している世帯又は障害者が居住している世帯、及び収入分位25%以下の世帯をいう。
- (12) 特定行政庁 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 耐震改修工事
- (2) 部分耐震改修工事(高齢者等に限る。)
- (3) 耐震シェルター等設置工事(高齢者等に限る。)

(補助対象建築物)

第5条 補助金の交付の対象となる木造住宅(以下「補助対象建築物」という。)

は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす建築物とする。

- (1) 市内に存する民間のものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手したものであること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 倒壊の危険性がある住宅であること。

(補助事業者)

第6条 補助事業者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第19条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1から第3に定める費用とする。ただし、耐震改修工事に要する費用について、消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除額は、控除するものとする。

(補助金額)

第8条 補助金の額は、別表第1から別表第3までの規定により算出した金額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。)を交付する。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを審査し適当であると認めたときは、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(中間検査)

第11条 補助事業者は、前条の交付決定を受けた際に市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金中間検査申請書(様式第3号)を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、第4条第3号に規定する工事については、この限りでない。

(事業内容の変更等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 浅口市木造住宅耐震改修等事業変更申請書(様式第4号)

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 浅口市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書(様式第5号)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 浅口市木造住宅耐震改修等補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は浅口市木造住宅耐震改修等事業変更・中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(完了検査)

第13条 補助事業者は、当該補助事業の全てを終了したときは、浅口市木造住宅耐震改修等事業完了届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、補助事業の完了を確認するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、浅口市木造住宅耐震改修等補助事業実績報告書(様式

第10号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(公表)

第16条 市長は、本事業の耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとし、公表の方法は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第17条 本事業による耐震改修工事を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、当該耐震改修工事の結果を開示しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の浅口市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条、第7条、第8条関係)

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率
耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	上部構造評点が1.0以上	耐震改修工事に要する費用。ただし、34,100円/m ² を限度とする。	補助対象経費の23%以内、かつ、1住宅につき460,000円を限度とする。
	既	耐震等級が1未	耐震等級が1以	耐震改修工事に	補助対象経費の

存 住 宅 性 能 評 価	満のもの	上	要する費用。 ただし、34,100 円/m ² を限度と する。	23%以内、かつ、 1住宅につき 460,000円を限度 とする。
---------------------------------	------	---	--	--

別表第2(第3条、第7条、第8条関係)

既存木造住宅の性能		耐震基準	補助対象経費	補助率	
部 分 耐 震 改 修 工 事	耐 震 診 断	上部構造評点 が1.0未満の もの	県が定める 技術基準にお ける「部分耐 震性能」を有 すること	部分耐震改修 工事に要する 費用ただし、 1世帯1箇所 とする。	補助対象経費 の2分の1以 内、かつ、1 住宅につき 400,000円 を限度とし る。

別表第3(第3条、第7条、第8条関係)

既存木造住宅の性能		耐震基準	補助対象経費	補助率
耐 震 シ ェ ル タ ー 等 設 置 工 事	耐 震 診 断	1階部分に別 表第4に定め る耐震シェル ター等を設置 すること	耐震シェルタ ーの購入、運 搬及び設置に 要する費用	補助対象経費 の2分の1以 内、かつ、1 住宅につき 200,000円 を限度とし る。
	既 存 住 宅 性 能 評		耐震等級が1 未満のもの	防災ベッドの 購入、運搬及 び設置に要す る費用

	価			
--	---	--	--	--

別表第4(第3条、別表第3関係)

分類	補助対象
耐震シェルター	東京都の定める「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」 の装置部門で選定されているもの
防災ベッド	

様式第1号(第9条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、浅口市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第16条及び公表に関する規定に基づき行われる、耐震改修の結果の公表については同意し、異議を一切申し立てません。

補助事業	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 部分耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置 (名称:) <input type="checkbox"/> 防災ベッド設置 (名称:)
所有者	住所 氏名 Tel
規模	地上 階・地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
既存建築年月日	年 月 日 着工
補助事業に要する経費	円 補助対象経費 円
補助金申請額	円 ・契約予定日 年 月 日 ・完了予定日 年 月 日
添付書類	(1) 建築確認済証・検査済証の写し、その他の工事着手時期が推測できる書類 (2) 申請建築物の登記簿謄本の写し (3) 既存木造住宅の所有者と占有者(居住者)又は土地所有者とが異なる場合は、これら利害関係者の耐震改修工事実施に係る同意書 (4) 申請建築物の付近見取図 (5) 申請建築物の外観写真(2面以上) (6) 耐震改修工事物件調査(別記様式1-1) (7) 配置図及び道路関係立面図(別記様式1-2)(耐震改修促進法第14条第3号の政令で定める特定建築物に該当が有りの場合のみ添付) (8) 市税等の納税(完納)証明書 (9) 工事監理者が木造住宅耐震診断員であることがわかる書類 (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
※備考	

申請者名：_____

区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 部分耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置 <input type="checkbox"/> 防災ベッド設置	所在地		耐震改修促進法第14条第3号の建築物の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
工事概要		①事業費(円)	②補助事業に要する経費(円)	③補助対象経費(円)	④補助金申請額(円)
改修の目標性能： 上部構造評点 <input type="text"/> → <input type="text"/> 改修後の部分耐震性能 特定居室の部分評点 <input type="text"/>					
内容：					
合 計					

※1 ①事業費は、耐震改修工事について請負契約する契約予定額(見積額)

※2 ②補助事業に要する経費は、工事の設計に係る費用及び耐震改修工事に該当しない増築、リフォーム等に係る費用を除くものとする。(1,000円未満切捨て)

※3 ③補助対象経費は、②の補助事業に要する経費と補助対象経費限度額(34,100円/㎡)とを比べて小さい方の額(1,000円未満切捨て)

※4 ④補助金申請額は、③の補助対象経費に耐震改修工事は0.23を乗じた額(1,000円未満切捨て)、部分耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事は2分の1を乗じた額(1,000円未満切捨て)。ただし、1住宅につき耐震改修工事は46万円、部分耐震改修工事は40万円、耐震シェルター設置工事は20万円、防災ベッド設置工事は10万円をそれぞれ上限とする。

※添付資料：請負契約予定業者の見積書の写し(又は契約書の写し)、及び見積内訳書、耐震改修工事内面、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事後の耐震診断の報告書写し一式を添付すること。

別記様式 1—2

配置図
既存建築物名称：

※縮尺1/200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのものをA4折り)

※道路幅員、道路中心線、建築物の配置がわかる道路境界からの距離、道路関係立面図(断面図)が対応する位置を必ず明示すること。

道路関係立面図(断面図)
既存建築物名称：

※縮尺1/200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのものをA4折り)

※道路幅員、道路中心線、道路境界から建築物までの距離、建築物の最高の高さを明示すること。

※耐震改修促進法第14条第3号の政令で定める建築物に該当するか否かを判断できるように、以下に示す地点から建築物の方向へ45度の角度で見上げて伸ばした直線、及びこの直線と建築物の外壁線とが交わる点の高さを明示すること。

- ・ 前面道路の幅員が12m以下の場合→道路境界線から道路方向に6mの地点
- ・ 前面道路の幅員が12mを超える場合→道路境界線から道路方向に、道路幅員の1/2の距離の地点

様式第2号(第10条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人 住所
氏名 様

浅口市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助の名称	浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金
補助対象金額 (補助対象経費)	金 円		
補助金額	金 円		
交付予定時期	補助事業完了後、補助事業実績報告書に基づき支払う。		
交付条件	1 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。 4 中間工程(別添)の工事が完了したときは、交付要綱第11条の規定に基づき中間検査をうけること。 5 補助事業の終了後、耐震改修工事の結果は公表されることを申し添える。		

別添

浅口市木造住宅耐震改修等事業中間工程

申請人 住所 _____

氏名 _____

既存木造住宅 所在地 _____

様式第3号(第11条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金中間検査申請書

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

中間工程に係る工事を終えましたので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第11条の規定により、検査を申請します。

記

- 申請木造住宅の所在地
- 中間工程
 - 中間工程工事終了年月日 年 月 日
 - 中間検査予定(希望)年月日 年 月 日
 - 中間工程工事の内容 別添のとおり
- 工事監理者 事務所名
氏名 資格
木造住宅耐震診断員登録番号
電話番号
- 工事施工者 営業所名
担当者名 電話番号
- 添付書類
中間工程工事の内容がわかる書類

様式第4号(第12条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業変更申請書

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所
氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の具体的理由

3 交付決定額	千円
交付変更申請額	千円
差引増減額	千円

4 添付書類

- (1) 耐震改修工事物件調書(別記様式1-1)
- (2) 変更の内容がわかる書類

様式第5号(第12条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所

氏名

㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更の具体的理由
- 3 添付書類
変更の内容がわかる書類

様式第6号(第12条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付(変更)決定の通知を受けた事業について、今般下記理由により事業を中止(廃止)したいので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条第1項第3号の規定により、つぎのとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助の名称	浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金
交付決定額	金 円		
中止(廃止)の理由			
中止(廃止)の年月日	年 月 日(予定)		
添付書類			

様式第7号(第12条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

申請人 住所
氏名 様

浅口市長 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定を通知した事業については、次のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので通知する。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助の名称	浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金
補助金交付決定額	金		円
変更交付決定額	金		円
差引増減額			円
交付条件	変更に係る当該事業の内容は、年 月 日付けによる申請のとおりとする。		

様式第8号(第12条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等補助事業変更・中止(廃止)承認通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

浅口市長 印

年 月 日付けにて申請のあった浅口市木造住宅耐震改修等補助事業変更・中止(廃止)申請書について審査した結果、適当と認められるのでこれを承認する。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助の名称	浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金
申請区分	・変更 ・中止 ・廃止		
補助事業者 住所 氏名			
補助事業の 施行場所			
※変更の場合 の内容	変更に係る当該事業の内容は、年 月 日付けによる申請のとおりとする。		

様式第9号(第13条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業完了届

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所
氏名



耐震改修工事の全てを終了したので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 既存木造住宅の所在地
- 2 工事完了年月日
 - (1) 耐震改修工事完了年月日 年 月 日
 - (2) 完了検査予定(希望)年月日 年 月 日
- 3 工事監理者 事務所名
氏名 資格
木造住宅耐震診断員登録番号
電話番号
- 4 工事施工者 営業所名
担当者名 電話番号
- 5 添付書類
 - (1) 工事完成写真(耐震改修工事に係る部分)
 - (2) 工事写真(耐震改修工事に係る部分の着手前及び工事中のもの)

※上記3は、耐震シェルター等設置工事においては、記入不要とする。

※上記4は、耐震シェルター等設置工事においては、工事施工者を会社名に読み替える。

様式第10号(第14条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等補助事業実績報告書

年 月 日

浅口市長 様

補助事業者 住所
氏名



浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助の名称	浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金
補助事業の 施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付 決定通知額	円		
補助金の 既交付額	円		
補助事業の経 過及び内容			
添付書類	(1) 事業実績明細書(別記様式10-1) (2) 契約書の写し (3) 契約代金支払い等を証する書類(領収書の写し等) (4) 工事監理報告書(任意様式)の写し(耐震改修工事及び部分耐震改修工事の場合のみ)		
備 考	※報告事項審査結果(担当課)		

注 ※印の欄は記入しないこと。

工事概要	①事業費(円)	②補助事業に要する経費(円)	③補助対象経費(円)	④補助金額(円)
改修の目標性能： 上部構造評点 <input type="text"/> → <input type="text"/> 改修後の部分耐震性能 特定居室の部分評点 <input type="text"/>				
内容：				
合 計				

※1 ①事業費は、耐震改修工事について請負契約した契約額

※2 ②補助事業に要する経費は、工事の設計に係る費用及び耐震改修工事に該当しない増築、リフォーム等に係る費用を除くものとする。(1,000円未満切捨て)

※3 ③補助対象経費は、②の補助事業に要する経費と補助対象経費限度額(34,100円/㎡)とを比べて小さい方の額(1,000円未満切捨て)

※4 ④補助金申請額は、③の補助対象経費に耐震改修工事は0.23を乗じた額(1,000円未満切捨て)、部分耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事は2分の1を乗じた額(1,000円未満切捨て)。ただし、1住宅につき耐震改修工事は46万円、部分耐震改修工事は40万円、耐震シェルター設置工事は20万円、防災ベッド設置工事は10万円をそれぞれ上限とする。

様式第11号(第15条関係)

浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者 住所
氏名 様

浅口市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第15条の規定により通知する。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助の名称	浅口市木造住宅耐震改修等事業費補助金
補助金の交付 決定通知額		金	円
補助対象経費		金	円
補助金の交付 確定額		金	円

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第10条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第12条関係)

様式第5号(第12条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第12条関係)

様式第9号(第13条関係)

様式第10号(第14条関係)

様式第11号(第15条関係)